

保護者 様

鳥取市教育センター所長
(公 印 省 略)

タブレット端末借用申請について

鳥取市では、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時において、ICTの活用により、学校と家庭との連絡、児童生徒の状況把握、児童生徒の学びを保障できる環境を構築することが急務であると考えています。

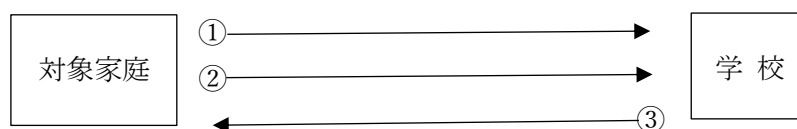
つきましては、「鳥取市Wi-Fiによるインターネット接続環境整備費助成金」を利用し、自宅にインターネット接続環境を整え、かつ、インターネットに接続できる端末を所有していない家庭に、学校が保有しているタブレット端末を貸し出すこととしましたので、御案内します。

記

1 対象家庭

「鳥取市Wi-Fiによるインターネット接続環境整備費助成金」を利用し、自宅にインターネット接続環境を整え、かつ、インターネットに接続できる端末（パソコン、タブレット等）を所有していない家庭

2 借用までの流れ（臨時休業決定後）



①保護者は学校に借用依頼をし、受け取り日時を確認する。（電話）

②保護者は「タブレット端末借用申請書（別紙）」を学校に提出する。

③学校は保護者にタブレット端末を貸し出す。

3 注意事項

- ・貸出は、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時のみとします。
- ・原則、1家庭1台のみの貸出とします。
- ・貸出できる端末台数には限りがあります。希望者多数の場合は、上学年（中学校の場合第3学年、小学校の場合第6学年、義務教育学校の場合第9学年）を優先して貸し出すこととします。